

第 1 5 8 0 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	令和元年 7 月 19 日
自	13 時 30 分
至	16 時 00 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第8号 職員の勤務時間に関する規程の一部改正について
(総務課、学校企画課)
_____ 原案のとおり議決

(協議事項)

第2号 令和元年度教育委員会の点検・評価報告書(平成30年度対象)
について(総務課)
_____ 資料により協議

(報告事項)

第18号 島根県社会教育委員の異動について(社会教育課)
第19号 島根県立図書館協議会委員の改選について(社会教育課)
第20号 島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の異動について
(文化財課)
第21号 博物館の登録について(文化財課)
_____ 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第9号 県立学校事務職員(管理職)の人事異動について(総務課)
第10号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について
(教育指導課)
第11号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について(文化財課)
_____ 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)
_____ 原案のとおり承認

(協議事項)

第3号 令和2年度全日制公立高校の各圏域における入学定員について
(学校企画課)
_____ 資料により協議

(報告事項)

第22号 文化財(登録有形文化財)の登録について(文化財課)
_____ 原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長、藤田委員、浦野委員、出雲委員、真田委員、林委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
安食総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
福島特別支援教育課上席調整監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、承認第2号、協議第3号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題、協議第3号
江角地域教育推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題、議決第10号
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題、議決第11号、報告第22号
池淵文化財課調整監	議決第11号
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題
山崎教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

議決第8号 職員の勤務時間に関する規程の一部改正について（総務課、学校企画課）

○安食総務課長 規程の一部改正が必要な背景、理由については、時差出勤制度を導入することによるものである。導入により、時差出勤制度は柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの推進及び公務能率の向上につながると考えている。時差出勤勤務のイメージは、始業又は終業の時刻を職員の申告により通常の時刻より早く又は遅くすることによる勤務時間の割り振りを行うものである。

なお、知事部局においては、勤務時間が通常勤務、この通常勤務というのは、8時半から17時15分を勤務時間として割り振られているものであるが、この通常勤務の職員を対象として本年8月から導入予定ということになっている。

次に、制度の導入範囲についてである。教育委員会においても知事部局と同様に、本庁、それから県立学校以外の教育機関等の通常勤務の職員を対象に、本年8月から導入したいと考えている。一方、県立学校に導入しないとする考え方であるが、これは、時程、時間割りとも言うが、これに合わせて児童生徒の教育活動を行うなど、本庁などと異なる勤務特性があることから、教職員の勤務時間は本庁の通常勤務とは異なる勤務時間を校長の権限で割り振ることができることとなっていることによるものである。

次に、規程の改正内容だが、改正を要する規程は職員の勤務時間に関する規程である。まず、改正前の第1条である。これは、勤務時間の割り振りに関する規定だが、第1項は通常勤務に関する規定、第2項はこの1項の規定に関わらず、特別な事由がある場合の勤務時間は、教育長が別に定めることということになっている。今回、教育長が職員の勤務時間を別に定めることができる場合として今回の時差出勤勤務を行う場合を加えるものである。施行期日は令和元年8月1日としている。

教育長が別に定めるものとして、今後、知事部局の時差出勤勤務の実施要領に準じた要領を制定する予定である。時差出勤勤務は、職員からの理由を問わない申告をもとに、5つの勤務パターンから選択することになる。指定権者、これは所属長だが、公務運営の支障の有無を判断し、勤務を指定することになる。

なお、育児又は介護のための早出遅出勤務制度というのがあり、資料に時差出勤勤務と比較した表を載せている。

○林委員 勤務時間の最大1時間繰り上げ、1時間繰り下げだが、柔軟な働き方ということを考えれば、もう少し繰り上げ、繰り下げ幅が広くてもいいのかなと思ったが、1時間にした根拠が何かあれば教えてほしい。

○安食総務課長 知事部局の制度に準拠するという形で、教育委員会も定めている。

○林委員 あくまで私個人としては、ずらすのであれば、やはりもう2時間ぐらいずらしたほうがもっと使いやすいというか、働かれる方も利用してみようかなという思いがあるような気がする。1時間ぐらい早まった、遅くなったぐらいだと、ちょっとどうなのかなと。もう少し時間の幅を広げたほうがいいかなというのが、私自身の考えである。

○新田教育長 林委員からの御意見であるが、利用する側からみれば、幅が広い方が自分の家庭の事情等も含めて対応を柔軟にできるという意味では確かにメリットがある一方、やはり業務自体が組織として動くところが非常に大きい。個人でさばけるようなところを例えば早出の1時間とか終わりの1時間に片寄せし、組織で検討しないといけないところは8時半からの正規の時間なり遅出であれば9時半からの時間に集約するという、業務の割り振りを1日の時間の中でもある程度する必要が出てくるかなと思う。そういったバランスを見ると、まずはちょっと1時間幅でというふうなのが制度設計のそもそもの考え方ではないかなというふうに思う。言われるとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進や、働き方改革の一環の取組であるので、できるだけ委員の言われるような方向に、受け手の検討ができるように、まずはこういう段階で進めさせていただければと考えている。

○林委員 知事部局も8月から導入ということで、やはり教育庁も同じようにスタートするのがやはり理想だと思うし、先ほど教育長が話されて、一度、これで1時間ずつずらして、またいろんな意見が出れば、またそこで考えていただければなと思う。

○安食総務課長 知事部局としては、職員がそろって仕事をする時間、コアタイムが一定時間必要であり、前後1時間の時差出勤を超えると業務に支障が出ると判断したとのことであった。先行して導入された、育児又は介護による早出遅出勤務制度で前後1時間となっていることも理由としてある。また、時差出勤の申告よりも育児又は介護のための早出遅出勤務の請求を優先するということもあり、知事部局では1時間を超える時差出勤は難しいということになった。教育委員会も知事部局に準じている。

○浦野委員 平成29年度に導入された育児又は介護のための早出遅出勤務については、今利用されている状況が分かれば教えていただきたい。

○安食総務課長 今年7月1日時点の県立学校の実績では、6名である。おそらくすべて女性だと思うが、事由別では育児が5人、介護が1人。いずれも遅出であり、制度上は15分刻みでずらすことができるが、実際どれくらい勤務時間を後ろにずらしているかというところ、60分が1人、30分が3人、15分が1人である。

○浦野委員 少し時間をずらすだけで、渋滞など通勤時間が変わってくる。

○出雲委員 やむを得ない理由により深夜の時間外勤務という記載があるのだが、これは、例えば災害だとか、そういうところでの対応という認識でよろしいか。

○安食総務課長 やむを得ない理由であるので、通常の勤務以外に、そのような災害等で深夜等の勤務時間を命ずる場合のことだと考えている。

———原案のとおり議決

協議第2号 令和元年度教育委員会の点検・評価報告書（平成30年度対象）について（総務課）

○安食総務課長 まず、根拠であるが、この点検・評価報告書は、地方教育行政法第26条に基づいて、教育委員会の事務の執行状況について点検・評価し、県議会に対して提出することになっている。また、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていて、これについては、総合教育審議会の意見を聴いているところである。

次に、報告書の編集上のポイントについて、まず、教育委員会の活動状況については報告書の3ページから5ページに掲げている。それから、教育委員会の特徴的な動きについては報告書の6ページから14ページに記載をしている。報告書の15ページ以降には、第2期しまね教育ビジョン21の26の施策、それぞれの基本方針ごとにと組の概要を評価、今後の対応、これらを踏まえた総合的な評価を記載している。

報告書については、時間の都合もあるので、特に教育委員会委員の活動状況と、それから、教育委員会の特徴的な動きについてのみ説明させていただきたい。

今後のスケジュールだが、本日、この会議は協議の場とさせていただいて、御意見をいただいた上で、次回の教育委員会会議において議決をいただきたいと考えている。その上で、県議会9月定例会へ提出したいと考えている。

活動状況として、まず、教育委員会会議の開催状況だが昨年度は計14回開催している。

また、昨年度の教育委員の皆様の視察の状況、その他の活動状況を記載させていただいている。

続いて、平成30年度教育委員会の特徴的な動きが8項目あり、このことについて少しお時間をいただき説明をさせていただきたいと思う。

まず、「① 教育の質の向上と教員の働き方改革との両立を目指す取組が始まる」とい

う項目である。平成30年度の実施内容だが、本年3月に教職員の働き方改革プランを策定した。そして、重点モデル地域・モデル校を指定し、このプランの実証研究を実施している。それから、人的なサポートの充実のため、中山間地域、離島の県立高校へ主幹教諭や未開設科目解消のための教諭を配置している。また、高校へ事務作業等の業務を行う業務アシスタントの配置を行っている。それから、授業の改善を推進するため、県立高校すべての普通教室にプロジェクター、タブレットなどのICT機器を整備している。成果と評価については、重点モデル校で業務改善に積極的に取り組んだ結果、好事例が数多く確認できたので、これらを取りまとめて、学校業務改善事例集を作成した。また、ICT機器の積極的な活用により、生徒が思考したり表現したりする場面が授業の中で増えているといった効果が出ている。主幹教諭の配置校では、授業改善、地域解決型学習に向けた地域との連携や、教科等横断的学習への組織づくりといった取組が始まっている。課題と対応だが、働き方改革については、実施方法や重点モデル校の実績をもとに検証を行うとともに、引き続き関係者への周知に努めていくこととしている。また、主幹教諭、業務アシスタントの配置についても効果の検証を行い、ICT機器についても有効な活用方法の研究や教員研修を実施していくことにしている。

続いて、「② 教職員の資質向上の取組を本格的に実施」という項目である。実施内容だが、教職員に対する研修を充実していくため実施したとしている。小・中学校の校長に対しては、マネジメント能力の育成を図ることを目的に、全員が必ず受講する研修を開講している。新任教職員研修、それから教職経験者研修では、新しい学習指導要領のポイントであるカリキュラムマネジメントについて理解を促進させる内容を新設している。また、ミドルリーダーへの研修では、校内研修を企画、運営できる力を育てる内容を新設している。また、小・中学校の事務職員に対しても、ファシリテーションやコーチングに関する研修内容を充実させている。次に、優秀な人材を確保するために教員募集の内容を工夫して行った。続いて、島根大学や鳥取県と連携し、主幹教諭や中堅教員を育成する研修の充実を図っている。それから、教育委員会から校長経験者の企画人事主事を学校の管理職の相談役として派遣したり、小・中学校の事務職員のサポート役として職員を派遣したりするなどして、学校現場でのOJTを進めている。成果・評価だが、教職員研修は受講者の振り返りの内容を踏まえて研修内容を点検・評価し、内容の改善や充実に努めることができたと考えている。教員募集についても出願数を一定数確保できていることから、優秀な人材の確保につながっていると考えている。それから、島根大学との連携、学校への職員

の派遣は、受講者や学校の評価が高く、資質能力の向上につながっていると考えている。今後の課題・対応だが、人材育成基本方針については、更に周知を図るとともに、効果の検証や見直しを行っていく。教員の募集についても、全国的に人材不足の状況にあることから、更に効果的なアプローチを検討する。それから、小・中学校の教頭を対象とした悉皆研修を新設するほか、管理職候補者確保のため意欲ある中堅職員の計画的育成を進めていく。

続いて、「③ 部活動のあり方に関する方針決定」という項目である。実施内容だが、部活動のあり方検討会において、前年度に実施した部活動調査の結果を参考に整理、検討を行って部活動のあり方に関する方針案を策定し、パブリックコメントの実施の上、2月に方針を決定して公表した。成果・評価だが、まず、部活動のあり方に関する方針では、「(1)適切な運営のための体制整備」「(2)合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「(3)適切な休養日・活動の時間の設定」「(4)生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備」について取りまとめている。(1)～(3)については、成長期にある生徒が学業、運動、休養、睡眠のバランスが取れた生活が送れるように適切に設定するというので、具体的には報告書記載の表のとおり定めている。課題・対応だが、この方針を保護者等に周知するため、保護者向けリーフレットを学校を通じて配布したところである。また、各学校が行う方針策定に対する支援や、部活動指導員、地域指導者を対象とした研修会の実施、そして、部活動指導員等のなり手となる指導者の確保・育成にも取り組んでいくこととしている。

続いて、「④ 「教育の魅力化」の推進」という項目である。これには「県立高校魅力化ビジョン」についてと「他機関との連携・協働」の2つがある。まず、「県立高校魅力化ビジョン」の実施内容であるが、平成30年3月に今後の県立学校のあり方検討委員会から提出された提言を踏まえて、教育庁内のビジョン策定本部において案を作成し、本年2月の教育委員会会議で議決をいただいて策定したところである。成果・評価であるが、県立高校魅力化ビジョンでは、向こう10年間の県立高校における教育の基本的な方向性を示すとともに、前半5年間の具体的な取組を示している。ビジョンは3部構成であり、第1章は「生きる力を育む魅力ある高校と地域づくりの推進」、第2章は「生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進」、第3章は「将来を見通した教育環境の整備」ということになっている。課題・対応だが、各高校においてコンソーシアムを構築し、地域と協働した魅力ある教育の創出を進めるとともに、地域と協働した社会に開かれた教育課程

により、子どもたち一人一人に生きる力を育てていくこととしている。そのために、今年度、教育庁内に推進本部を設置して、ビジョンに記載した具体的な取組の進捗状況の確認、あるいは予算措置等の確認など、庁内を挙げてこの推進に取り組むこととしている。

続いて、「他機関との連携・協働」だが、他県の自治体、具体的には埼玉県であるとか、あるいは、県内の大学、県立大学、島根大学と連携・協働して、教育の魅力化を推進していくこととしている。実施内容だが、魅力化を組織的に進めていくために、埼玉県、島根大学、島根県立大学の間で連携協定を結んで、組織対組織の関係を構築している。成果・評価として、埼玉県から講師を招いて協調学習の手法の教員研修を行ったり、逆にこちらから島前高校の高校生などを埼玉県主催のフォーラムへ派遣している。今後の課題・対応だが、県内の両大学との連携項目を具体的に進めるため、検討組織を立ち上げ検討していく予定にしている。また、埼玉県教育委員会での人事交流を行っていて、島根県から埼玉県の浦和高校へ教員を1名派遣し協調学習というものを学んでいるし、埼玉県からは隠岐島前高校のほうにも派遣してもらっていて、相互派遣を開始しているところである。

続いて、「⑤ 幼児教育センターの運用開始」という項目である。県全体で総合的に幼児教育を推進するために、平成30年4月に幼児教育センターを設置し、専任5名、兼務7名の12名体制で行っている。実施内容だが、まず、幼児教育に対する県民への機運醸成として、昨年5月29日に幼児教育シンポジウムを開催し、多くの方に御来場いただいたところである。それから、県内の幼児教育施設等へセンターの職員が訪問し研修を行っている。この訪問研修は、昨年度は178回実施している。また、「島根県幼児教育振興プログラム(仮)」を現在検討中であり、今年度中の策定を目指している。成果・評価と今後の課題・対応だが、幼児教育について一元的に支援する体制が整った一方で、県全体で12名体制ということで体制面で脆弱なため、今後、幼児教育センターの体制や市町村との役割分担などについて市町村などと十分検討していく必要があると考えている。

続いて、「⑥ 小・中学校における特別支援教育の充実」という項目である。小・中学校では、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒や、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加している。課題のところに書いているように、発達障がいのある児童生徒が急増しており、その障がいの特性も多様であるため、個別の相談支援が必要となってくる。その児童生徒に応じた個別の指導・支援を行いながら、学級の集団をまとめていく必要があることから、支援・相談体制を強化することによって、校内の特別支援教育体制の整備、充実を目指しているところである。実施内容だが、まず、平成28年度から特別支援

教育に精通している小・中学校等の教員を支援専任教員として、各教育事務所に1名ずつ配置している。また、特別支援学校のセンター的機能の強化のため教員を1名配置している。成果・評価だが、支援専任教員が学級経営あるいは学習指導等に関する相談・依頼に応じて、迅速かつ機動的な対応をしており、教員をサポートすることができたと考えている。次に、特別支援学校のセンター的機能については、特に、児童生徒の障がいの実態を踏まえた個別の指導・支援方法に関する専門的な相談支援を実施し、指導の充実を図ることができたと考えている。課題・対応としては、今後も支援専任教員等の配置によって、小・中学校への相談体制を支援するとともに、現行のしまね特別支援教育推進プランの計画期間が令和2年度末までとなっているため、特別支援教育のあり方検討委員会を設置し今後の特別支援教育のあり方について検討することとしている。

続いて、「⑦ 学校における安全対策の推進」という項目である。大阪府北部地震によるブロック塀倒壊により児童が亡くなる事故が発生したことや、記録的な猛暑を起因とする熱中症に対する対応策が喫緊の課題となっていることなどを背景として、安全対策や教育環境の改善等の学校における安全性の確保の充実を図っている。30年度の実施内容だが、ブロック塀の安全対策として、県立学校や各市町村教育委員会に対して、地震発生時の安全行動等の指導や通学路の安全確保について通知をしている。また、県立学校ではブロック塀の調査を行って、劣化の激しいものについては撤去を完了している。それから、小・中学校の通学路沿いのブロック塀等による危険の可能性のある箇所についての調査を依頼し、取りまとめ結果を市町村の教育委員会、あるいは県の土木部へ情報提供している。さらに、市町村へは、公立小・中学校施設のブロック塀の倒壊防止対策など、国庫補助の申請に当たり、指導・助言を行っている。次に、熱中症対策だが、県内の公立学校に熱中症予防対策等の調査を行って、取りまとめた結果を県内すべての公立学校へ情報提供をしている。また、学校危機管理の手引に熱中症対策についての項目を設け内容を充実させたり、県立学校のエアコン未設置の普通教室について予算措置をしている。成果・評価だが、ブロック塀の安全対策については、県土木部と危険箇所の対策に関して合同協議を行って、連携して市町村への支援を行っている。また、県立学校のブロック塀については、劣化の激しいブロック塀を撤去した。対策が必要な市町村立学校のブロック塀については、今年度中に対策を終了できる見込みとなっている。それから、熱中症対策については、調査した結果を情報提供することで学校現場の安全対策の一助となっている。また、県立学校の未設置普通教室へのエアコン設置は今年度中に設置できる見込みとなっており、市町村立

学校についても国の交付金等の採択を受けて今年度中に設置完了予定である。課題・対応だが、熱中症予防については、学校危機管理の手引を周知し各学校における危機管理マニュアルの見直しをお願いするところであって、引き続き適切な対応を促していきたいと考えているし、県立学校のブロック塀については、定期点検により劣化状況の確認を行うこととしている。

最後に、「⑧ 第4次島根県子ども読書活動推進計画の策定」である。この計画は、子どもの読書活動を社会全体で推進していくために策定していて、本年3月に、今年から5年間の4次計画を策定したところである。成果・評価だが、第4次計画では、重点的に取り組む事項として、「乳幼児からの読書習慣の定着」と「学校図書館活動教育の更なる推進」の2点を取りまとめたところである。今後の課題・対応としては、図書館、学校、関係機関等がしっかり連携して、4次計画を着実に進めていくことだと考えている。

以上が教育委員会の特徴的な動きである。

なお、報告書全体については、今年の5月17日と7月10日に開催した総合教育審議会で御意見を頂いている。先ほど説明した、特徴的な動きに対する総合教育審議会の主な意見を簡単に説明すると、「① 教育の質の向上と教員の働き方改革との両立を目指す取組が始まる」については、「教員の働き方改革は、教員が子どもたちと接する時間を十分に確保するためにやっているのだから、結果として、子どもたちと接する時間がどのぐらいになったかという観点で評価をするとよいのではないか」という意見や、「④ 教育の魅力化の推進」については、「しまね留学で来た人がどのぐらい島根県に定着したのか追跡調査をして、課題を把握し施策に生かしてはどうか」という意見があった。また、「⑤ 幼児教育センターの運用開始」では、「痛ましい虐待の報道が多く聞かれることから、幼児教育に係る職員の虐待の知識や発見できる力の養成、行政との連携に力を入れてほしい」という意見があった。

続いて、「第2期しまね教育ビジョン21」取組状況の点検・評価全体に対する意見として、学力育成には児童生徒の意識向上が重要である等の主な意見を頂いているところである。頂いた意見は、今後の施策や、今年度策定することとしている新しいビジョンの参考とさせていただきたいと考えている。

○真田委員 まず、28年度から31年度の施策に関する達成指標であるが、「ふるさと教育を35時間以上実施している小・中学校の割合（年間）」で、29年度実績も100%、30年度実績も100%ということは、どこの学校もやっているということだと思う。それをまた31

年度で目標値として100%まで上げるのかという、この指標はもう削除してもいいのではないかと思うが。

○江角地域教育推進室長 現在、すべての高校、すべての小・中学校で実施しており、島根県の特徴的な取組、非常にシンボリックな取組ということで、これまで指標として掲げていた。現在、こういったK P I、成果指標の来年度以降の設定を検討しているところであり、引き続き載せていくのか、それとも、また別な指標を立てていくのかということは、真田委員の御意見を考慮した上でもうしばらく検討させていただきたいと思う。

○藤田委員 「⑤ 幼児センターの運用開始」に係るところで、島根県総合教育審議会から意見があったように、職員の虐待の知識とか発見する能力は本当に必要だと思う。やはり保護者、P T A的な関係の人に見ていただいて、うまく連携が取れるようにするにはどうしたらいいか、また、そこにどこまで関わっていいのかということも、働いている職員にとって悩みの種となると思う。その辺のマニュアルというか、対応の仕方をうまく指導できるようなことを考えていただければいいのかなと思う。

○江角地域教育推進室長 藤田委員が言われるとおりの、まず、虐待発見能力というか、そういうことの研修を幼稚園の先生や保育所の先生に対して、県のセンターや県の社会福祉協議会が実施している最中である。施設の職員がどこまで保護者に関わるかということは非常にデリケートな問題であって、藤田委員から御指摘があったように、かなりの職員が悩んでいるようである。保護者への対応については、かなり文科省が動いて、こういったケースはこういうふうに対応をしたらどうだろうかというようなマニュアル本が今できつつあるので、これを施設の職員さんに理解してもらいストレスをなくしてもらおうよう、研修、講義を実施していこうと思っている。

○浦野委員 そうやって、昨年度、幼児教育センターが運用開始になったことは、とても大きなことだったと思うのであるが、虐待までセンターで対応していくとするならば、とても職員の人数が足りないように思う。先ほど、結構負担が大きいみたいなことを言われていた。そうなってくると、センターに勤務する方の人数も考えていかなければならないのかなと感じた。

○江角地域教育推進室長 浦野委員の御指摘のとおりであって、実際、センターの12名で、島根県内全部をカバーするような形になっている。虐待が疑われるケースへの対応であるとか、保育のあり方みたいなところを、直接、個別に施設に出向いて研修しているのであるが、現状がイレギュラーな形であって、本来、各保育所や幼稚園を回って研修するの

は市町村の役目である。しかし、現時点で市町村の体制が整ってなかったり、まだまだ幼児教育に対して優先順位が低い市町村が多いので、市町村の体制が整ったり幼児教育への理解が高まるまでは、県も市町村と並行して施設に入ろうと考えている。今、非常に過渡期の状態であり、これが、もし市町村の幼児教育に対する理解が高まってくれば、基本的には、施設に直接出向くのは市町村にしてもらう方向で考えている。では、県は何をやるかということ、その施設を研修する市町村への研修を行うということで、県は市町村にしっかり研修をして、そこから市町村が施設に研修を行う、このような流れを考えている。将来的にはそういうような19市町村に向けて研修をするというのが県の役割になってくるので、そうなれば現行の人員ぐらいでいけるかなと思っているのであるが、今は市町村を研修しながら直接施設にも入ってるので、人数的にはかなりしんどい状況。急には市町村の意識もなかなか上がってこないということもあると思うので、来年度予算要求では、この幼児教育センターの施設の職員を増員要望はするつもりではあるが、人が付くか付かないかは財政との優先順位もあるだろうと思う。今、非常に苦しい状況ではあるのだが頑張っ
てやって、将来的には市町村がしっかりやっていただけるような形に持っていくという
ような流れを考えている。

○真田委員 「④ 教育の質の向上と教員の働き方改革との両立を目指す取組が始まる」
のところだが、改革プランを作成し、また、業務アシスタントや中山間地域への教諭を配
置ということで、学校も随分、特に業務アシスタントの配置などは非常に喜んでおられる。
総合教育審議会からの意見にもあるが、働き方改革で教員が子どもたちに接する時間がど
のくらいになったか、主目的であるこのことが達成できているのかということ、ぜひ調
べて先生方や保護者の方にも知らせてほしいと思う。

それから、「⑥ 小・中学校における特別支援教育の充実」について、総合教育審議会
の御意見として、「特別な才能を見つけ出す場所だという視点も必要ではないかと思う。
特別支援教育の現場の教員もそういう役割もあることを自覚してもらいたい。」とあるが、
これはどういうことか説明してほしい。

○木原学校企画課長 教員の働き方改革については、委員もおっしゃったように、人員的
な配置で、業務アシスタントを中心に、特に事務的な業務負担を軽減することを今年度、
かなり力を入れてやっている。学校の方からも総じて好評いただいている。数値的にも、
業務アシスタントによってどれぐらいの時間が軽減されたのかということ、毎月統計など
に必ず取っており、軽減された時間が子どもたちの指導につながっていると考えているの

で、そういった調査を継続して行っていきたいと考えている。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援教育については、この意見を書かれた委員さんのお子さんが障がいを持っておられて、特性を生かして就職につながったというケースに基づいて、障がいのある子どもたちの特性をやっぱり生かすという視点で、何々ができないということではなく、できることを更に伸ばすという視点で行ってほしいという御意見であった。

○浦野委員 スポーツの振興について、国体とか中総体、高総体の年間入賞種目数が成果参考指標になっているが、例えば中総体、高総体で言えば、新人戦とか春の大会とかの結果を踏まえて、今年度はこれぐらい入るのではないかという裏付けがある数字なのか、これぐらい取れたらいいなあという数字なのか、どうやってこの数字が出てきたのか教えていただければと思う。

○原保健体育課長 この目標値自体は、当初、総合発展計画の中の平成27年度のところで立てたものだと思う。そういう数値であるので、大体の実績等を踏まえながら、この程度を伸ばしていきたいというようなことで立てているものではないかと思っている。

○浦野委員 そうすると、この目標数値は始めに出てくるという理解でいいか。

○原保健体育課長 総合発展計画は4年間の計画であり、平成27年度時点でこういった目標値を立てて計画を策定しているので、年度ごとに立てた数値ではないと思う。

——資料に基づき協議

報告第18号 島根県社会教育委員の異動について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 社会教育に関する事項について、御議論等していただく県の社会教育委員のうち、御退職や推薦いただいている団体内部における異動に伴い、4名の方に異動があった。学校教育関係者の区分の青木委員、社会教育関係者の区分の岩根委員、家庭教育実践者の区分の中村委員は、それぞれ推薦団体である島根県国公立幼稚園・こども園長会、島根県公民館連絡協議会、島根県PTA連合会の団体内部で異動があり、新たに推薦していただいた。学校教育関係者の寺井委員は、前任の委員が退職されたことから、前任委員と同じ女性の小学校長、社会教育主事有資格者という条件に合った方の中から選定させていただいた。任期は2年とあるが、新たに就任いただいた委員の任期は、他の委員と同様で、令和2年6月23日までとさせていただいている。委員12名の内訳は男女ともに6名、東部地区6名、西部地区5名、隠岐地区1名となる。

———原案のとおり了承

報告第19号 島根県立図書館協議会委員の改選について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 島根県立図書館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについての意見を述べていただく県立図書館協議会の委員の任期満了に伴い、図書館法及び島根県立図書館条例の規定に基づき、委員の委嘱を行った。任期は、令和元年6月19日から令和3年6月18日までである。

条例の規定では、定数は10人以内、任期は2年となっているほか、学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験という4つの区分から任命することになっており、この区分ごとに委嘱を行った。学校教育関係の3名は、いずれも委員を推薦いただいている団体からの推薦を受け、委嘱した。森脇委員は再任となる。社会教育関係の2名のうち石倉委員は、島根県連合婦人会からの推薦を受け委嘱した。もう一人の永海委員は、県内公共図書館の館長の中からお願いしているポストであって、取組内容や地域バランス等を考慮し、このたびは海士町中央図書館の館長にお願いした。家庭教育関係の1名は、以前から公募委員としている。今回は、4月1日から5月10日までの期間に募集を行い、1名の応募があり、面接、選考委員会での選考を経て、有馬委員に決定した。学識経験者4名のうち、齋藤委員と石井委員は再任である。西郷委員は、経営・経済の分野から、地域創生事業にも取り組んでおられる山陰合同銀行からの推薦を受け、委嘱をした。教育行政の鉦委員は、県内市町村教育委員会教育長の中からお願いしているポストであって、地域バランス等を考慮し、このたびは川本町教育委員会の教育長にお願いをした。

以上、10名の委員の内訳は、男性6名、女性4名、出雲地区7名、石見地区2名、隠岐地区1名、再任3名、新規7名となる。

———原案のとおり了承

報告第20号 島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の異動について（文化財課）

○萩文化財課長 このたび、6月20日付けで古代出雲歴史博物館協議委員のうち1名の異動があったので報告する。この協議会は、博物館法及び県古代出雲歴史博物館条例に基づいて設置されたものであって、博物館の運営などに対し館長に意見等を述べる機関である。前任の木村靖NHK松江放送局長の人事異動に伴い、同じ学識経験者枠としてNHK松江放送局長の吉光賢之様に新たに委員として御就任いただいたところである。

なお、委員の任期は2年であるが、今回、任期途中の異動であるので前任者の残任期間が任期となり令和2年7月20日までとなる。

———原案のとおり了承

報告第21号 博物館の登録について（文化財課）

○萩文化財課長 このたび、博物館法の規定により、出雲市にある出雲弥生の森博物館を博物館登録原簿に登録した。博物館法第10条で、博物館を設置しようとする者は県教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けることが必要である。これによって、11条でその登録を受けようとする者は申請を提出し、12条で県教育委員会はその基準に照らし、基準を備えている者については原簿に登録することになっている。この登録された博物館のことを一般に登録博物館と呼んでいる。この規定に基づいて、県の教育委員会では、設置基準に基づいて出雲弥生の森博物館の審査を行い、基準をすべて満たしていることを確認したので6月25日付けで博物館登録原簿に登録し、あわせて県報にその旨を告示したところである。これによって、県内の登録博物館は20館となる。

なお、県内の博物館について2件は登録抹消等となっているが、これは、既に役目を終えている県立博物館と、現在閉鎖中の宍道菟古館の2件が登録抹消の対象となっているところである。

なお、弥生の森博物館が開館から9年を経て登録申請された理由であるが、この9年間で収藏品等の目録が作成されるなど収蔵体制が整ったこと、また、展示や収藏品の管理を行う学芸員が適正に配置されたことなど、登録の要件が整ったことから、このたび申請されたものである。

また、一般に博物館と名の付くものは多数あり通常に名乗ってもいいのであるが、博物館法に基づく博物館、登録博物館というのは県内で20カ所だけである。このメリットとしては、この博物館に登録されることによって対外的な信用度が向上し、ほかの館又は県外の館から国の指定品など重要な展示品が借りやすくなるという信用度の向上、または登録博物館であることを要件とした国等の支援事業が受けやすくなることなどがある。

———原案のとおり了承

議決第11号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

○萩文化財課長 県内の有形文化財を県指定有形文化財として指定するためには、教育委員会から島根県文化財保護審議会に対して諮問することとなっている。その内容について、今回の指定案件は、大田市が所有する鳥井南遺跡出土祭祀遺物である。諮問の予定日は文化財保護審議会の開催予定日である7月29日となっている。本日は指定の流れでいうと、2番目「県教育委員会で諮問議決」に当たる。島根県文化財保護審議会に対する諮問について概要を説明すると、まず文化財の種別は有形文化財（考古資料）になる。名称・員数としては、鳥居南遺跡出土祭祀遺物一括ということであるが、定数としては402点を指定の対象としている。続いて文化財の概要についてだが、平成6年から大田運動公園建設予定地内にある鳥居南遺跡の発掘調査を大田市が実施し、そこで5世紀前半頃の祭祀の後が見つかり、そこから大量の土で作ったミニチュア品である土製模造品や玉類、土器などが見つかった。確認した土製模造品は、実物を基に作られた鏡や玉、鎧や盾、機織り機の部材などバラエティーに富んでおり、いずれも祭祀のお供え物として使われたものと考えている。今回はそれらのうち、残存状態がよく、種別などが判別できる良品を選定し、県指定文化財に指定したいと考えている。これらの文化財あるいは歴史的な評価としては、一括で見つかった土製品の量としては全国でも有数の種類と量を備えるものであること、その価値としては5世紀前半頃の具体的な祭祀の方法が分かる遺跡として学術的に重要であること、古墳時代のカミ祭りの具体的な様子やその変遷を考えることができる資料として非常に重要であることなどが挙げられる。鳥井南遺跡出土祭祀遺物集計表の右側の一番下に「計402」と書いているが、これを今回の点数として挙げている。集計表では鏡が30点、丸玉が45点と書いており、鏡や玉類の模造品が多いこと、あるいは武具の短甲35点、武具の模造品であるがこういったものが多いのが特徴となっている。調査場所と発見された状況だが、こういったミニチュア土器が溜まっていた場所で一つ一つ小さいものが書かれている。続いて、今日、現物を一部用意しているので、担当の池淵調整監から説明をさせていただく。

（出土品が展示してある執行部席に委員が移動し、説明を受ける）

○池淵文化財課調整監 出土した402点のうち一部を持って来た。これは、鏡の模造品。鏡はもともと青銅製で表面はきれいに磨いていた。これは、簡単な作りで紐通しの穴もあ

る。突起がある鏡もあるが、他の形で突起があるものを模倣したと思われる。丸玉という玉を模造したもの、管玉、カエルのような形をしたもの、勾玉を模造したのも出ている。人形（ひとがた）は、本当に人なのかなという形だが、男性器・女性器の部分があり、男性・女性を模造したものがある。顔を少しだけ表現した人形もある。四足動物を模造したものもある。短甲（鎧、鉄を綴じ合わせて作ったもの）を模倣したものが出土しており、三角形の部分はおそらく三角板革綴短甲（さんかくいたかわとじたんこう）を真似たものと思われる。分かりにくい盾もある。鞞（ゆぎ）と言われる、矢筒を模倣したものもある。紡織具、いわゆる機織り機もある。機織り機は、縦糸、横糸を一本ずつ伸ばして上げて、その間に横糸を通して打ち込むときに使用する部分も付いている。オス・メスの関係で穴があるものとポツの部分があるものをはめ込み、できたものをぐるぐる巻いていく。これを忠実に模倣したものが出土している。作業台を模倣したものも出土している。これらの出土品から、当時の生活の在り方が非常によく分かる。神様へ捧げる供え物、幣帛（へいはく）と言われるものの中心に布製品があり、紡織製品が非常に重要視されていたことが分かる。

これらは、お墓ではなくてお祭り用に供えられたもの。全部で4千点あるが、かけらが非常に多かった。現在も神社祭りのときにお供えをするが、そのルーツがすでに5世紀にあった。

○真田委員 なぜ、5世紀ということが分かるのか。

○池淵文化財課調整監 出土した短刀の模様は、研究で5世紀の前半のものだということが分かっている。また、出土した鞞（ゆぎ）についても、矢筒は5世紀より後の時代ではは胡禄（ころく）という形に変わっていくので、この形が使われるのは5世紀。また、機織り機の形は非常に古いものであり、いわゆる鶴の恩返しの話に出てくるような形になるのはもう少し後の時代なので、おそらく5世紀の前半を中心とするものだと推測される。時期の幅がいくらになるかは正直分からないが、まとまって出ているので何回も祭りをしてるのは間違いない。数十年の間に何千点も集積されたもの。

○丹羽野参事 機織り機は普通の人には手に入らない貴重品であった。貴重品を模倣したものや祭りの道具である玉からなる構成も5世紀の特徴。また、近年、いつごろどのように機織りをしていたのかという研究が非常に進んだことで、この出土品についても5世紀ということが分かった。発掘した当時（平成6～9年度）だと、判定がまだ難しかったかもしれない。

○萩文化財課長 通常、古墳に入れるものを模倣して供えている。遺跡では発掘品が間をあけて塊になっていたが、木の根元に供えられたためではないかと考えている。

○池淵文化財課調整監 当時、何のために、どんなお祭りをしていたかは分からない。現在の神祭りにつながるようなものだという整理がされている。

○藤田委員 盾はあるが、剣はないのか。

○池淵文化財課調整監 研究者の先生方からも剣はないかと聞かれた。棒はたくさんあるが剣はなかなかない。きちんと作り込んだ剣は見付からなかった。ただ、だいたい同じようなレベルの物が国の重要文化財になっており、それに匹敵するものだと考えている。

(委員が委員席に戻る)

○萩文化財課長 最後に今後のスケジュールだが、本日、教育委員に付議させていただいているが、29日に文化財保護審議会に諮問をかけて答申を頂けたら、来月の教育委員会会議で議決の付議させていただきたい。

○藤田委員 文化財保護審議会の委員長、委員の名前が挙がっているが、この専門の方々が調査されたということか。

○萩文化財課長 資料調査の委員は、文化財保護審議会の考古担当である。専門の委員の御意見等を伺いながら、資料の作成と中味の検討を実施したところである。

———原案のとおり議決

報告第22号 文化財（登録有形文化財）の登録について（文化財課）

○萩文化財課長 本日、この時間に開催されている国の文化審議会において、島根県所有の県庁舎など3件の建造物を国の登録有形文化財に登録するよう答申される予定であるので報告する。発表は本日夕方になる予定である。登録されるのは、島根県庁舎の本庁舎、議事堂、旧島根県立博物館の3件である。県の本庁舎、議事堂については、昭和34年に建築された鉄筋コンクリート造の建物である。建物の設計は島根県出身の当時建設省営繕局所属であった安田臣（やすだかたし）氏によるものである。本庁舎は建物の1、2階部分の一部にピロティと呼ばれる吹き抜けを擁しており、コンクリート打ち放しの垂直な柱と、各階の平行な白い柱が交差する外観が特徴である。続いて、県庁議事堂については、議場2階の中央部分に配置し、正面から見た庇や床で水平線を強調しているのが特徴である。本庁舎と一体的に建てられたものであるが、建物の特徴が異なるため議事堂として個別に評価されている。続いて旧島根県立博物館については、昭和33年に建築された鉄筋コンク

リート造の建物で、建物の設計は著名な建築家 菊竹清訓（きくたけきよりの）氏が手掛けたものである。建物の外観に張り出した3階部分を3本の柱で持ち上げ、吹き抜けや、2階にベランダを設けた開放的な構造になっている。菊竹氏の作品はこのほか、県立図書館、武道館、県立美術館などがある。最後に評価であるが、本庁舎、議事堂は、戦後の庁舎建築の特徴をよく表した地方におけるモダニズム建築の好例、このモダニズム建築というのは、機能性・合理性を目指した建物のことである。あるいは、旧博物館の方は、ダイナミックな外観や自然光や風を建物の内部に取り入れる構造上の工夫など、設計者菊竹氏の作風をよく表した設計が評価されたものである。これにより県内の建造物の登録件数は203件、松江市内では38件となる予定である。また県庁舎として稼働中の建物で登録されるのは全国で8件目になる。戦後の建造物の県庁舎としては初めての登録になる予定である。

○藤田委員 文化財に指定されてとても喜ばしいことであり、県庁舎ができたとき修学旅行で訪れたことを思い出す。ただ、登録された場合、修繕など諸々の問題はどのようにするのか。

○萩文化財課長 県庁本庁舎については数年前に耐震工事が終わり、ここ30年は大きい改築等は予定していない。今回大掛かり改築が終わって、外観の化粧直しも終わったことから、登録をしたいという所有者としての同意が出て今回の登録になったところである。今後、登録有形文化財について何かを変更しようとする場合、重要文化財よりは縛りが緩く、例えば内部を変更しようとするときは特に何かする必要はない。建物の外観で通常見える部分の4分の1を超えるような所を改築しようとした場合は届け出がある。特に今の状況に支障がなく建物の使用はできると考えている。

○藤田委員 議会棟の議長室に挨拶に行った時、エレベーターがなかった。自分が足を怪我して、階段を上がるのがどんなに大変だったかが身に染みた。議事を傍聴などされるときにどうなんだろうと思った。開かれた議会として見てもらうときに設備が必要であると痛感した。内部を修繕のときに支障がないのであれば、喜ばしいことである。

○萩文化財課長 内装部分は維持の範囲であると考えられている。

○浦野委員 旧県立博物館は登録が抹消されている博物館の一つか。

○萩文化財課長 そう。今は竹島資料館として使用されている。博物館を名乗るのは、博物館の法律に基づいてなくても名乗れる。たまたま登録博物館として登録が抹消されているが、建物は有効である。

○浦野委員 3階部分を柱で持ち上げとあるが、耐震はどうか。

○萩文化財課長 耐震工事も終わっている。

○出雲委員 議事堂も安田氏の設計か。

○萩文化財課長 そう。県庁と一体の設計になっている。本庁舎は縦と横の軸線をデザインして、議事堂は横線をデザインして特徴的に造ってある。

———原案のとおり了承